

保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金交付要綱

制 定 令和6年6月5日 こ保運第156号（局長決裁）
最近改定 令和8年3月31日 こ保運第1574号（局長決裁）

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、保育所等において、性被害防止対策等、こどもの人権を守るための環境整備に係る設備等の設置に要する経費に対する補助金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に認可等を受けた又は所在する次のいずれかに該当する施設・事業を設置・運営する法人又は個人とする。
- (1) 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（法第59条の2に基づく届出を義務付けられた施設であり、同条及び児童福祉法施行規則（昭和23年3月厚生省令第11号）第49条の3に基づく適正な届出を行っている施設をいう。以下、同じ。）及び横浜保育室
 - (2) 子ども・子育て支援法に規定する病児保育事業
 - (3) 子ども・子育て支援法に規定する乳児等通園支援事業（同条第1号に規定する既に対象となっている事業者が実施する場合を除く。）

- 2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 法人にあつては、暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 個人にあつては、暴力団員（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）

（補助対象経費及び限度額）

- 第4条 この要綱における補助対象経費は、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ及び人感センサーライト等（以下「対象物品」という。）の購入費、運搬費、設置費用及び工事費とする。
- 2 補助上限額は1施設あたり75,000円を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。また、補助割合については、導入に要した費用の4分の3とする。ただし、第1項に掲げる補助対象経費が100,000円を下回る場合は、当該補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とする。なお、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、対象外とする。

- (1) 国や他の自治体、横浜市が実施する助成を受けている事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等含む。）
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

（補助対象期間および要件）

第5条 この要綱において補助の対象となる期間は、補助金を申請する年度（以下、「当該年度」という。）の4月1日から11月30日までとし、この間に導入を完了し、かつ、支払を行った事業を対象とする。

- 2 補助にあたっては、1施設あたり1回に限り対象とする。ただし、補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる。なお、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第7条に規定する分園は1施設とする。

（補助要件）

第6条 補助事業者は、事業の実施にあたって、次の各号に定める要件を遵守すること。

- (1) 性被害防止対策を目的に、設備等の設置を行うこと。
- (2) カメラの設置については、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明すること。
- (3) カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に規定する個人情報に該当するため、同法の規定を順守すること。
- (4) こどもや来訪者等が防犯等のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
- (5) カメラの管理責任者を置き、映像等の漏えい、滅失又はき損の防止その他管理・運用に関し必要な措置をとること。
- (6) カメラの管理運用規程を必ず定め、適切な管理・運用を行うこと。

（交付申請及び実績報告）

第7条 補助金規則第5条第1項の規定する市長が定める期日は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）を提出するものとし、次の各号に掲げる全ての書類を添えて行わなければならない。

- (1) 購入した補助対象経費の仕様がわかる書類
- (2) 対象物品が納品又は設置されたことが分かる書類（納品書、工事完了届等）の写し
- (3) 補助対象経費の領収書又は事業者に対し補助対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下「領収書等」という。）の写し
- (4) 対象物品の設置又は使用予定場所がわかる概略図
- (5) 役員等氏名一覧表（ただし、認可外保育施設に限るものとし、運営主体が特定非営利活動法人である場合を除く。）

(6) カメラの設置を行った施設については、第6条各号に定める要件が順守されていることが分かる書類

3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項に規定する書類とし、同規則第14条第4項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号に規定する補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び3号に規定する書類とする。

4 補助金規則第24条による市内事業者による入札を行った場合又は2人以上の市内事業者から見積書を徴収した場合は、補助金規則第14条第1項第4号及び第5号に基づき、次の各号の書類を添付して報告しなければならない。

(1) 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し

(2) 市内事業者であることを証する書類又はその写し

5 次項各号に該当する場合は、これに該当することについて十分な調査を行ったうえで、その理由について入札又は見積りに係る理由書（第7号様式）を提出しなければならない。

6 補助対象経費について、補助金規則第24条ただし書に規定する市長が市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者から見積書を徴収する方法により難いと認める場合とは次の各号に掲げる場合とする。

(1) 市内事業者で取扱いがない場合

(2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない場合

(3) 入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画に係る営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある場合

(4) 特殊な技術や経験、知識等を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合

（交付の決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条第2項の規定に基づく補助金の交付申請及び実績報告があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、補助金の額を確定したときは、保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金交付決定通知書兼額確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金の交付をしないことと決定したときは、保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（補助金交付の請求）

第9条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金請求書（第4号様式）により行わなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことと決定したときは、保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（申請の取下げの期日）

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して7日後の日とする。

（交付条件）

第12条 第8条第1項の交付の決定をする場合の条件は次のとおりとする。

- (1) 補助金規則第5条第1項第2号及び第4号に掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 補助を受けた者は、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）には、保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(警察本部への照会)

第 13 条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、第 3 条第 2 項各号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(関係書類の保存期間)

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日(事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 6 年 6 月 5 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

この要綱は令和 7 年 7 月 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

年 月 日

（申請先）
横浜市長

（申請者）
法人名

所在地

代表者職氏名

保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金
交付申請書兼実績報告書

保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金交付要綱に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績報告します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金交付要綱の規定を順守します。

1 施設名・事業所名 _____

2 交付申請金額 _____円

3 添付書類

（必須）（1）購入した補助対象経費の仕様がわかる書類

（必須）（2）納品書、工事完了届等の写し

（必須）（3）領収書等の写し

（必須）（4）設置場所等がわかる概略図等

（5）認可外保育施設は必須：役員名簿一覧表（特定非営利活動法人が運営主体の場合は不要）

（6）カメラ設置施設は必須：カメラの管理運用規程等

（7）（1件の金額が1,000,000円以上の場合）2人以上の市内事業者からの入札結果のわかる書類又は見積書の写し

（8）（1件の金額が1,000,000円以上になると見込まれるときであって、2人以上の市内事業者からの見積徴収等ができないとき）入札又は見積りに係る理由書

【担当者】

氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

第 号
年 月 日

様

横浜市長

保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金
交付決定通知書兼額確定通知書

申請のありました、保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金については、次のとおり交付決定及び額確定をしましたので通知します。

1 施設名・事業所名

2 交付金額

_____ 円

3 交付時期

4 交付条件

保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金交付要綱第12条各号に定める交付条件を遵守すること。

(担当)
電話番号
メールアドレス

第 号
年 月 日

様

横浜市長

保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金
不交付決定通知書

申請のありました、保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金については、
不交付と決定したので通知します。

（施設名・事業所名）

（理由）

（担当）

電話番号

メールアドレス

年 月 日

（請求先）
横浜市長

（請求者）
法人名

所在地

代表者職氏名 印

保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定のありました、保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金について、次のとおり請求します。
※請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

1 請求金額 _____ 円

2 施設名・事業所名 _____

3 振込先金融機関

口座名義 (カタカナ・アルファベット)											
口座名義											
金融機関名		金融機関コード			支店名			支店コード			
預金種目		口座番号									

<委任欄>
本件振込については、上記名義人宛振込願います。
法人名 _____
所在地 _____
代表者職氏名 _____ 印

【担当者】
氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

第 号
年 月 日

様

横浜市長

保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金
交付決定取消通知書

年 月 日第 号で交付決定通知をした、保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金については、次のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

（施設名・事業所名）

（取消交付決定額）

（理由）

（担当）

電話番号
メールアドレス

年 月 日

（報告先）
横浜市長

（報告者）
法人名

所在地

代表者職氏名

保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市から交付された補助金の額の確定額

金 _____ 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 _____ 円

- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 _____ 円

- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額）

金 _____ 円

- 5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙 1）
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
(3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

- 6 施設名・事業所名

第7号様式（第7条第5項関係）

入札又は見積りに係る理由書

1 施設・事業所名称及び所在地

施設・事業所名称

施設・事業所所在地

2 市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収が行えない理由

☐ (1) 市内事業者で取扱いがない。

☐ (2) 2人以上の市内事業者で取扱いがない。

☐ (3) 入札又は2人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、事業計画に係る営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある。

☐ (4) 特殊な技術や経験、知識等を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない。

3 前項の理由に該当すると判断するに至った理由又は根拠

--

横浜市補助金等の交付に関する規則第24条に定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断しました。

上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部又は一部を返還いたします。

設置者名称

設置者所在地

代表者職氏名

担当者氏名

担当者連絡先